

令和4年度
地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業
(地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰実施事業)

【調査報告書】
令和5年3月31日

実施概要 P3

実施内容

（１）有識者会議の開催 P5-7

（２）地域共生型再エネ事業顕彰制度の見直し及び支援措置の検討 P8-10

（３）運営事務 P11-17

（４）地域共生再エネ顕彰制度ホームページの更新 P18-30

（５）ロゴマークの運用 P31-32

（６）顕彰制度の普及広報 P33-35

（７）令和５年度以降の改善点に関する検討 P36-37

実施概要

【目的】

再生可能エネルギーの一層の導入拡大に向けて、再エネ事業が地元を受け入れられ、地域に定着することが重要である。そのためには、再エネ事業において、地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する取組を実施していくことが効果的と考えられる。そこで「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」では、地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し顕彰することで、地域と共生した再生可能エネルギー事業普及・促進を図ることを目的とする。

【実施内容一覧】

（１）有識者会議の開催

- ・ 審査委員会を実施し、顕彰事業を内定した。
- ・ 審査委員の就任依頼、委嘱、調整連絡、謝金の支払、委員の日程調整、出欠確認、開催案内、場所の確保
- ・ 資料作成、会議の企画進行、司会、運営、会場設営（資料配布、PC準備）
- ・ 議事要旨の作成

（２）地域共生型再エネ事業顕彰制度の見直し及び支援措置の検討

- ・ 令和３年度に実施した有識者会議や顕彰結果等を踏まえ、地域共生型再エネ事業顕彰制度の見直しを行った。具体的には、顕彰規約や申請書類の修正や、審査委員会での事業者ヒアリングを実施した。

（３）運営事務

- ・ 申請受付業務
- ・ 有識者会議による審査の補助業務
- ・ 審査結果の連絡、管理等業務
- ・ 申請者、自治体等の関係者との連絡調整業務
- ・ 問い合わせ対応業務（事務局用メールアドレスと電話番号を作成し、平日10:00～17:00の対応）
- ・ 各種記録の管理、作成業務

（４）地域共生再エネ顕彰制度ホームページの更新

- ・ 申請数の増加、申請コストの削減、申請者の作業軽減、申請書類の入力コスト削減を念頭に置き更新した。
- ・ 経済産業省ウェブサイトガイドラインに準拠したホームページを制作した。

（５）ロゴマークの運用

- ・ 審査の結果、顕彰対象となった事業に対してロゴマークを付与すること。具体的には、利用規約への同意を得た上で、ロゴマークの電子データ等を顕彰対象者に提供した。

（６）顕彰制度の普及広報

- ・ フライヤーの制作、事例集（案）を作成した。

（７）令和５年度以降の改善点に関する検討

- ・ 委員からの次年度に対するご意見や、事業者、自治体のご意見を取りまとめた。

実施内容

(1) 有識者会議の開催

(1) 有識者会議の開催

【概要】

■ 役割

有識者会議は、①「制度検討委員会」と②「審査委員会」の2つの委員会で構成。

①「制度検討委員会」は制度のスキームや審査基準の検討、次年度以降の制度検討を行うことが目的。

②「審査委員会」は申請があった事業について採択の可否を審査することが目的。

本年度は、②を1回実施した。

①については、本事業受託後「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」の内容が10/7に公表され、再エネ事業における課題や課題解消に向けた取組のあり方等について検討中であったため、「制度検討委員会」は実施しなかった。

■ 委員就任

有識者会議の委員については、昨年度と同様のメンバーへ就任依頼をした。

■ 開催回数・日時

審査委員会を1回、計1回有識者会議を開催。

開催日時は以下の通り。

< 審査委員会 >

令和5年2月15日14:00-17:00

ハイブリッド

会場：セミナールーム

オンライン：Webexを使用

(1) 有識者会議の開催

【第1回 審査委員会】

■開催日時

令和5年2月15日（水）14:00-17:00

■開催方式

ハイブリッド

会場：セミナールーム

Webexによるオンラインミーティング

■実施概要

第1回公募の申請について、事前に書面審査していただいた内容をまとめた事務局作成の評価表を基に、審査委員に議論いただき「顕彰事業」として採択・不採択を選定した。

■議事次第

1. 開会挨拶
2. 審査委員のご紹介
3. 審査
 - (1) 審査委員会の進め方について
 - (2) 申請者ヒアリング
 - (3) 審議：個別審査（採択・不採択事業の協議）、総括
4. 今度のスケジュール確認等閉会5分

■当日配布資料

- 資料1 審査委員会名簿
- 資料2 審査委員会の進め方
- 資料3 申請事業概略一覧
- 資料4 申請事業の評価一覧集計資料
- 資料5 審査委員会ヒアリング項目
- 資料6 今後のスケジュール
- 資料7 (参考) 書類審査質問項目一覧
- 資料8 (参考) 審査要綱
- 資料9 (参考) 申請事業者の申請書類

■改善点

- ・集音マイクを使用した但、手元のパソコンのミュートボタンの使用によりハウリングが発生した。今後は、会場内の人数により集音マイクの使用有無を検討する。マイクオンオフの説明を徹底する。
- ・申請事業者の通信環境のチェックが希望者のみで実施したため、当日通信不良の事業者が数社いた。改善点は、全申請事業者に向けて、事前のオリエンテーション及び通信環境のチェックを前日までに行う。
- ・個別審査時間が終了予定時刻を超過した。審査内容の活発な議論による延長だったため柔軟に対応したが、より確実な時間配分を検討する必要がある。

（２）地域共生型再エネ事業顕彰制度の 見直し及び支援措置の検討

(2) 地域共生型再エネ事業顕彰制度の見直し及び支援措置の検討

【概要】

■制度見直し

- ・令和3年度に実施した有識者会議や顕彰結果等を踏まえ、地域共生型再エネ事業顕彰制度の見直しを行った。

2.1 顕彰規約の見直し

- ・記載内容の表現方法について、分かりやすい表記とした。

2.2 公募要領の見直し

- ・公募期間の決定、更新
- ・注意書きを削除し、下記のように変更した。
注) 申請者又は申請事業が、申請要件を明らかに満たさないと判断される場合は申請を受理しない。
(変更内容) 申請は受理した上で、要件を判断するよう変更した。
申請を受理しなかった場合の通知も削除した。
- ・申請受付件数の上限を設けず、件数に限らず公募を受け付けることとした。
- ・事務局による応募書類の不備を出し戻す審査を「形式審査」とした。
- ・審査の一部に、事業者へのヒアリングを実施することを追加した。

2.3 審査要綱の見直し

- ・事業性・持続性、モデル性、新規性についての「加点項目」に関しては「任意項目」と変更した。
- ・審査委員による書類審査は、書類を読んで不明な点に関しては、事務局を通して事業者へ事前に問い合わせ、確認を行った。事業者からの回答は審査委員へ展開し書類審査の点数へ反映していただいた。

(2) 地域共生型再エネ事業顕彰制度の見直し及び支援措置の検討

2.4 公募書類と提出書類の見直し

- ・決算書と申請者概要書の提出を省略とした。申請者概要は、申請書類様式1に記載するよう様式を更新した。
- ・申請書類
様式1 申請者概要
様式2 申請内容説明書
(修正内容) 各項目について、昨年度の課題であった文字数制限(400字)を付す更新を行った。
- ・申請書類の様式1の「4.その他」欄に関して、申告内容を保証できるエビデンスの提出を義務付け、安全性等を判断する基準とした。

エビデンスの提出を義務付けた資料は以下の通り。

- ・FIT認定(設備IDを含む詳細)
- ・補助金受給(補助金名称)
- ・実証事業等の参加(実証事業の内容)
- ・過去の受賞歴(表彰等内容)
- ・許認可等の取得状況

上記について、事実を証する書類も提出とした。

- ・FIT認定証
- ・補助金受給の事実を証する書類
- ・実証事業参加の事実を証する書類
- ・過去の受賞歴の事実を証する書類
- ・許認可等の取得状況の申告と、その事実を証する書類

申請書類(参考)
様式1

4. その他 ※必須項目/任意項目		
FIT認定※	認定の有無	有・無をプルダウンよりご選択ください。
	内容	【記入例】設備ID:000000 発電事業者名:㈱〇〇〇 認定日:〇年〇月〇日
補助金受給	受給の有無	有・無をプルダウンよりご選択ください。
	補助金名称	【記入例】令和〇年度 〇〇省 再エネ〇〇構築補助金
実証事業等参加	参加の有無	有・無をプルダウンよりご選択ください。
	実証事業内容	【記入例】令和〇年度 〇〇省 再エネを活用したレジリエンス構築FS事業
過去の受賞歴	表彰等の有無	有・無をプルダウンよりご選択ください。
	表彰等内容	【記入例】令和〇年度〇〇〇アワード表彰 〇〇賞受賞(主催:〇〇〇省)
許認可等の取得状況	許認可の取得状況	【記入例】 ・「森林における開発許可等手続き」(森林法) 〇〇年〇月 〇〇県知事許可取得

2.5 市区町村ガイドラインの見直し

- ・事業者に分かりやすい表現方法へ修正した。
- ・連携市区町村には、昨年度から申請事項に変更があった場合のみメールにて申請とした。

(3) 運営事務

(3) 運営事務

【概要】

- ・本事業の推進のために、「地域共生再エネ顕彰事務局」として事務局を設置。
- ・事務局への問い合わせ先として、事務局用メールアドレスと電話番号を作成した。稼働時間は平日 10:00～17:00で柔軟な対応を行った。
- ・セキュリティ対策及び更新を都度実施した上で、情報の安全かつ確実な共有を図り迅速な対応を行った。

【事務局の運営内容】

■1.資料の制作

- ・(2)で記載した通り、顕彰規約、公募要項、審査要綱、市区町村ガイドライン、申請書類、審査方法、審査の流れ、を修正して作成した。

■2.WEBサイトの制作

3.2.1 公募サイト

公募期間を設定し、地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰への申請者を募るサイト。

- ・昨年度事例集や本年度の公募内容予定について、見やすいTOPページへ改修した。
- ・公募開始、終了時に「お知らせ」として掲載を更新した。また、公募に際して必要な書類や事業全体スケジュール、審査項目情報について更新を行った。
- ・「よくある質問 (QA) 」を活用し、本年度の情報へ修正した。

(WEBページのイメージは、(4) 地域共生再エネ顕彰制度ホームページの更新にて記載する)

3.2.2 市区町村登録サイト

公募期間を設定し、地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰への申請者を募るサイト

- ・公募開始前に連携市区町村として登録をするためのWEBサイト。
- ・各自治体へ、公募開始とともにメールにて連絡を行った。昨年度登録済で、変更のない市区町村は申し出がない限りはそのまま掲載し、情報が修正された場合や追加申請があった場合のみ申請、更新とする運用とした。
- ・「連携市区町村一覧」は、登録状況に応じて更新を行った。なお、最低週1回更新を実施した。

令和4年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰
連携市区町村 登録申請書

【記入情報の公開について】
以下の二つの観点で、各項目の公開可否をプルダウン以外から選択してください。
① 関係市区町村の協力により公開し一層に公開してほしい
② 申請者、申請先を匿名から申請者本人に開き合わせがあった場合に伝達してよい
※「いずれも不可」とした場合、記入したくない情報は、原則として事務局からのご連絡にのみ使用いたします。
※ 公開必須とする項目、及び必ず非公開とする項目は、プルダウンから選択できないようになっています。

下記内容にて連携市区町村への登録を申請いたします。

令和 4 年 月 日

※ 本枠内まで記入ください。任意記入以外の項目は全てご記入ください。

市区町村名			公開範囲
提出部署名			選択してください
TEL			選択してください
メール アドレス			選択してください
FAX 電話番号			選択してください
ご担当者氏名			非公開
提出部署所在地			非公開
URL (任意記入)			選択してください

(3) 運営事務

■ 3.委員会の運営

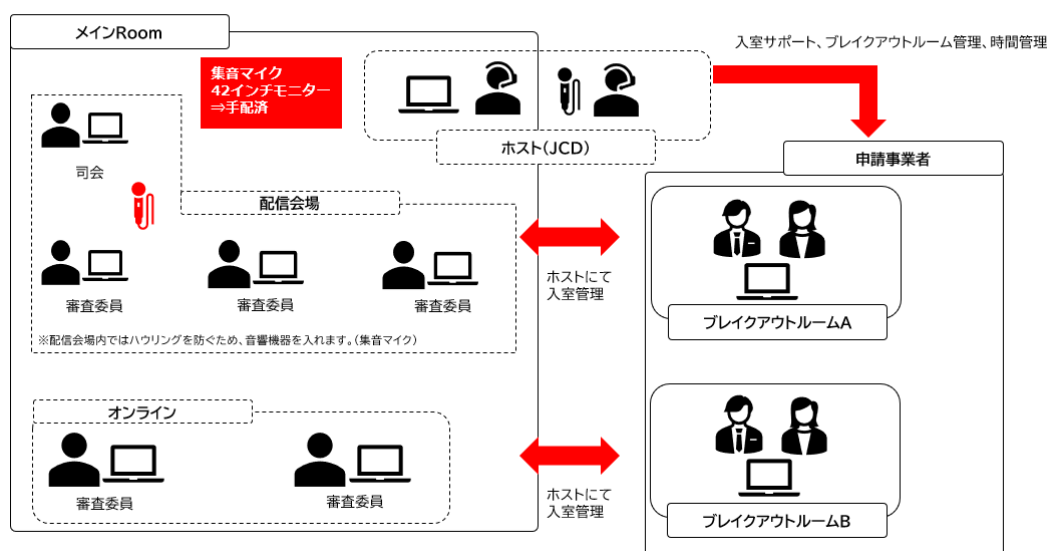
3.3.1 委員就任について

- ・審査委員のへ依頼、申請書類の審査等について書類作成及び送付を行った。
- ・「有識者会議謝金・旅費の取り決め」
有識者の定義、各業務の単価、支払い方法や支給条件等を記載した書類。
- ・「委員就任依頼書、承諾書」
委員に就任を依頼する書類と委員から承諾を得るための書類。
就任依頼書には依頼内容や期日、規定に基づく支払いをする旨を記載し、承諾書には承諾する旨と謝金の振込口座、支払い時に必要な住所等を記載していただき、押印不要なためメールで返信を頼した。

3.3.2 審査委員会

- ・応募された申請書類を審査委員が書類審査した内容を基に、事務局にて「申請事業の評価集計一覧」を作成し、審査基準を定めた「審査委員会の進め方」の内容に沿って、採択・不採択事業を選定していくことを目的とした委員会。
- ・審査委員会当日をスムーズ進行するために、審査委員長をはじめ、審査委員に対して、事前レクチャーを実施し、審査委員会の概要説明と「審査委員会の進め方」の説明を実施した。審査委員会はオンラインをベースに、対面でも可能なハイブリッド開催とした。審査委員が事業者に対して、ヒアリングをする機会を設け、ヒアリング審査を実施した。ヒアリング対象者の決定は、審査要綱に選定基準を設けていたが、本年度は全ての申請者をヒアリング対象とした。ヒアリング内容は、審査委員からの合意を経て申請事業者へ展開した。当日は、非公開で名前とビデオはオフにした状態で、審査委員からの一問一答の自由質問形式にて1事業者20分に行い、その後審査委員のみで個別審査を5分ずつ行って、顕彰事業を内定した。

【配信イメージ】



(3) 運営事務

■ 4.申請受付、審査フロー

3.4.1 連携市区町村登録フロー

連携市区町村の登録フローは、下記にて行った。

パターン①

昨年度登録済みの市区町村へ事業の公募開始の連絡を行い、昨年度の登録情報をそのまま掲載することを連携市区町村へ告知した。市区町村には、送付しているメールにて添付して送付したが、HPより「連携市区町村登録申請書」をダウンロードして事務局宛に送付することも可能。修正希望がある場合のみ「連携市区町村登録申請書」のご提出をいただき反映した。

<登録手順>

送付された「連携市区町村登録申請書」を受領後、不備チェックをした。
問題ない場合、登録情報を「連携市区町村一覧」に反映後、週に一度まとめた資料にて資源エネルギー庁と連携して、WEBサイトを更新する運用とした。修正版の提出があれば前述の通り対応。提出がないケースは本年度は発生しなかったが、通常は次の通り進行する。締切時点で一度だけ確認連絡を行い、修正版の提出があれば前述の通り対応。それでも提出がない場合は登録不可とする。

パターン②

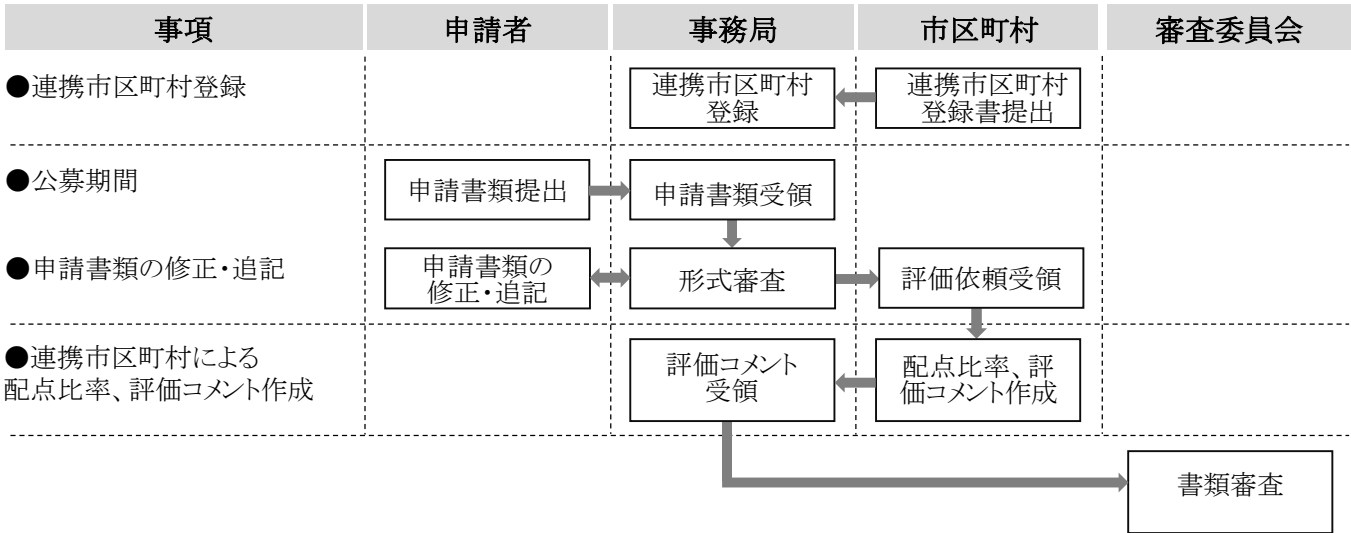
事業者から応募があり、応募事業者地域の市区町村が未登録の場合、事務局より登録勧奨を行い、「連携市区町村登録申請書」の提出を依頼した。

<登録手順>

事業者から申請書類を受領後、申請書類に記載の市区町村名が「連携市区町村一覧」に登録があるかを事務局で確認。登録がない場合は、申請書類に記載のある市区町村へ連絡をし、事業の大枠を説明した。連携市区町村として登録していただける場合は、HPより「連携市区町村登録申請書」をダウンロードし、事務局へ提出いただいた。その後はパターン①と同行程。

WEBでの更新に関しては、「連携市区町村一覧」は、登録状況に応じて更新を行った。最低週1回更新を実施した。

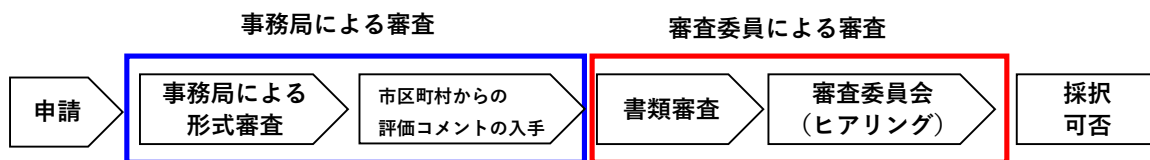
【連携市区町村登録と評価の流れ】



(3) 運営事務

3.4.2 審査フロー

- ・事業者から申請書類が提出された後の審査フローは下記の通り。



3.4.3 事務局による形式審査

- ・公募期間中に事業者より応募があった場合、事務局にて1次返信後、形式審査を実施した。
- ※形式審査とは、申請要件の充足確認や記載内容の形式チェックを指す。
- ・形式審査の際は、「事務局審査チェック表」を用いて各項目のチェックを実施する。
- ・不備がある場合は修正を依頼し、ない場合は【3.4.4連携市区町村からの評価コメント】に記載の通り対応した。
- ・形式審査の際に、申請書の【関連する市区町村欄】に記載されている市区町村名が「連携市区町村一覧」に掲載されているかも確認した。掲載されていない場合は、自治体と連絡し事業と登録の説明を行った。

3.4.4 連携市区町村からの評価コメント

- ・事務局での形式審査完了後、市区町村へ評価コメントの依頼をした。
- ・評価コメントを記載していただく項目は【地域共生再エネ3要件、安全性、住民理解】の5項目に対して客観的事実について文章で記載頂いた。総合評価として、主観的事実を文章にて記載。地域共生再エネ3要件に関して、1を満点として配点比率を記載いただく。
- ※詳細は「市区町村向けガイドライン」を参照。
- ・評価項目の一部又は全部について、【評価不能】とすることも可とするが、空欄にはせず【判断に必要な情報が不十分のため回答不可】等の理由は記載を依頼した。

3.4.5 書類審査

- ・連携市区町村から評価コメントを受領後、申請書類を審査委員に送付した。
- ・申請書類を送付する際、「委員評価表」も合わせて送付し、採点及びコメントを依頼した。
- ・「委員評価表」に質問項目欄を設け、申請書類だけでは判断できない内容について「質問項目一覧」として事業者へ回答いただき、審査委員へ展開した。審査委員には書類審査の最終判断材料としていただいた。

（３）運営事務

■ 5.審査後の対応

3.5.1 採択・不採択

- ・審査委員会で採択・不採択が確定した事業者に対して、「内定通知書」「採択通知書」「不採択通知書」「規約の同意書」を作成した。採択までは、内定通知とともに送付する規約への同意をもって、「採択通知書」を送付する準備を行った。

3.5.2 顕彰、地域共生マーク付与

- ・顕彰事業として決定された事業は、資源エネルギー庁の顕彰WEBサイトで公表した。
- ・「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰一覧」において、都道府県名、市区町村名、事業者名、事業名、顕彰年月、最終更新年月、URL、取消/失効の年月（取消や失効があった場合）について公表した。
- ・顕彰事業公表のタイミングで顕彰事業者に地域共生マークを付与した。

3.5.3 事例集

- ・顕彰事業者の事例を資源エネルギー庁のWEBサイトで公開する。顕彰者に向けて、事例集の記載依頼のフォーマットと、事例集（案）を作成した。

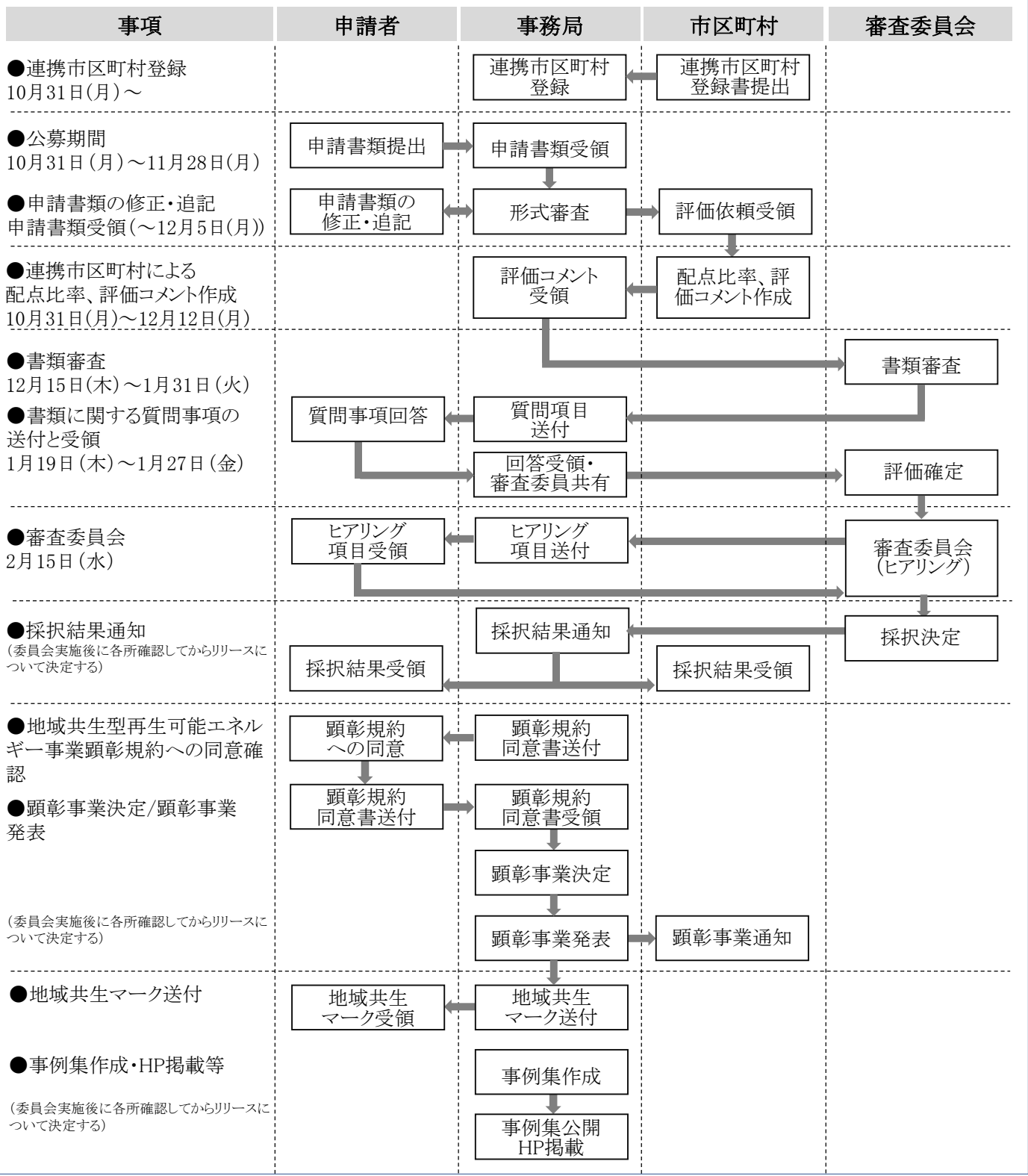
■ 6.その他の対応

3.6.1 フライヤー

- ・フライヤーを制作した。使用用途は、市区町村や事業者に対して個別にアプローチをする際や再エネ連絡会等で配布できるよう制作した。
（フライヤーのイメージは、（６）顕彰制度の普及広報にて記載する）

(3) 運営事務

【全体フロー図&スケジュール】



（４）地域共生再エネ顕彰制度ホームページの更新

(4) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの更新

【概要】

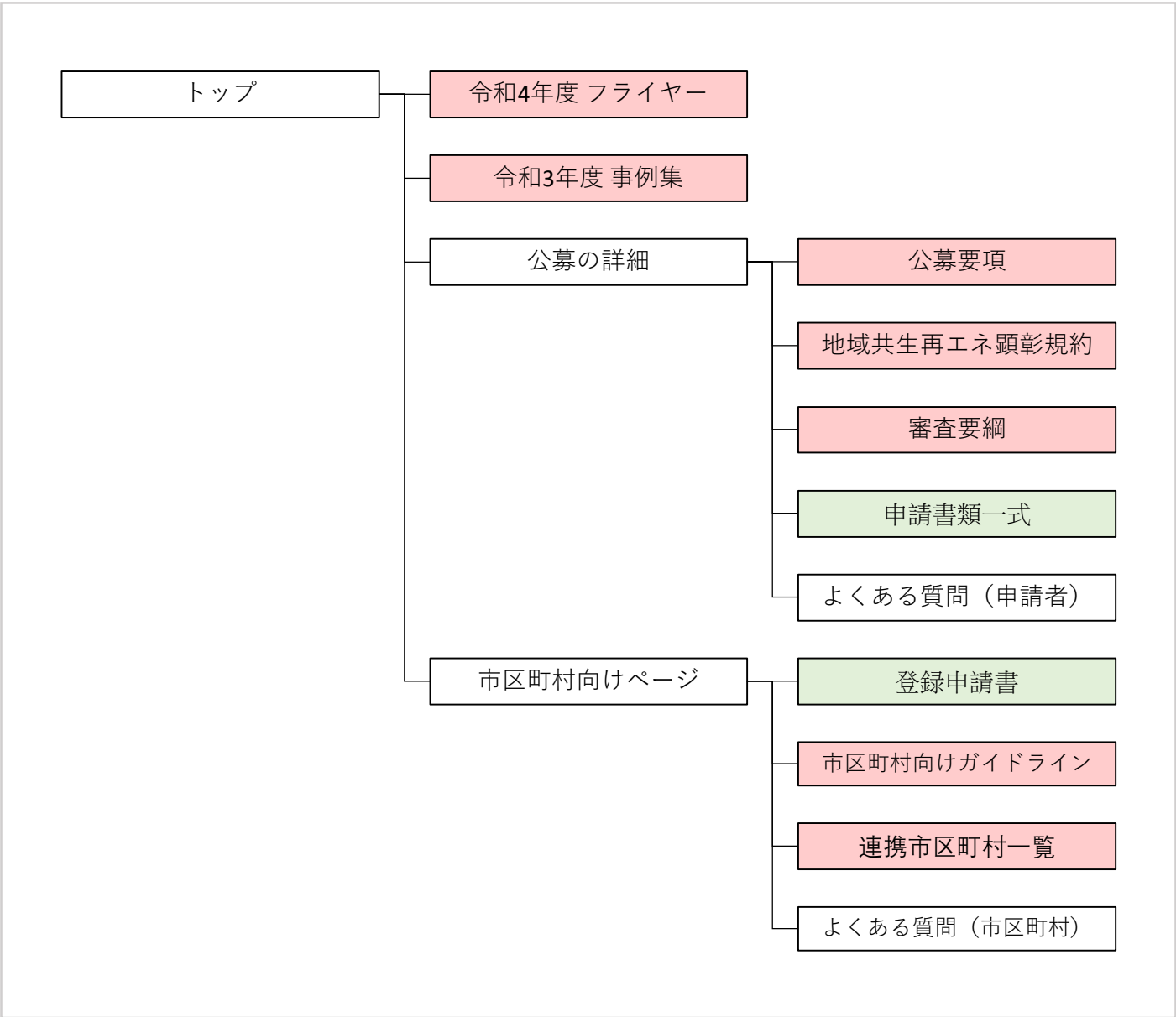
- ホームページの更新
- ・本事業の円滑な運営のため、公募の内容、申請方法、前年度に顕彰された事業の紹介、よくある質問、問い合わせ先等を記載し、ホームページを更新した。

【サイトツリー】

通常階層ページ

PDF

ダウンロード



【ホームページの内容】＜公募の詳細＞

注) スケジュールは運賃の都合等により変更となることがあります。

(4) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの更新

【ホームページの内容】＜よくある質問（申請者）テキスト-1＞

顕彰制度

・Q1「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」とはどのような制度ですか。

・A「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」事業では、地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し顕彰することで、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的としています。

・Q2顕彰された事業者にはどのようなメリットがありますか。

・A本事業で顕彰されると、資源エネルギー庁のホームページや各種広告媒体に掲載され企業の取組事業の知名度や信用力が高まり、地域住民の理解促進にも繋がります。

また地域共生マークを活用し、地域と共生する再生可能エネルギーの導入促進に取り組む優良な事業としてPRすることができます。

公募

・Q3公募期間を教えてください。

・A令和4年度10月31日（月）～11月28日（月）12時（必着）です。

・Q4申請書類は何が必要ですか。

・A申請者概要・申請事業を記入する申請書を提出いただきます。詳細は、公募要領P8「2-5 申請時の提出書類」をご参照ください。

・Q5申請書類の提出方法を教えてください。

・A申請書類は、電子ファイルにて、事務局のメールアドレスにご提出願います。郵送での提出は受け付けておりませんので、ご了承のほど、お願いいたします。

申請要件

・Q6どのような事業が対象となりますか。

・A公募要領P3に記載の「1.3申請要件【申請事業の要件】」をすべて満たしている事業が対象となります。

・Q7個人または個人事業主でも申請することは可能ですか。

・A個人事業主の場合、法人格を有する事業者であれば申請は可能です。

ただし、法人格を有さない事業者でも法人格を有する者と同じ要件を満たす場合、申請者の要件を満たすことがあるため、法人格を有さない事業者が代表又は共同申請者として申請を検討する場合は、事務局まで相談してください。

(4) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの更新

【ホームページの内容】＜よくある質問（申請者）テキスト-2＞

•**Q8**法人格を有しない団体でも申請することは可能ですか。

•**A**原則として日本国内において法人格を有する者であることが要件となっております。

ただし、法人格を有さない事業者でも法人格を有する者と同じ要件を満たす場合、申請者の要件を満たすことがあるため、法人格を有さない事業者が代表又は共同申請者として申請を検討する場合は、事務局まで相談してください。

•**Q9**どのような事業者が申請できますか。

•**A**公募要領P3に記載の「1.3申請要件【申請者の要件】」をすべて満たしている事業者が対象となります。

•**Q10**これから実施する事業も評価されますか。

•**A**申請する事業が6ヶ月以上の実績を有していることが要件となります。

•**Q11**最近始めた事業も申請の対象となりますか。

•**A**申請する事業が6ヶ月以上の実績を有していることが要件となります。

•**Q12**再生可能エネルギーとは具体的にどのようなものですか。

•**A**対象となる再生可能エネルギーは、太陽エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用）、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマスエネルギー（バイオマス発電、バイオマス熱利用）、雪氷熱利用、地中熱利用、温度差熱利用その他再生可能エネルギー（海洋温度差発電、波力発電、潮汐・潮流発電など）となります。

審査

•**Q13**どのように審査されるのでしょうか。

•**A**提出された申請書類に不備・不足がないかを事前審査を事務局が実施します。事前審査を終え、不備・不足があれば、修正や不足資料の送付等を申請者に依頼します。申請書類に問題がない場合、または申請者からの修正対応等の後、関連する市区町村に、事務局より評価コメントを依頼、回答受領後、審査委員会にて採択の可否を審査します。

•**Q14**審査のポイントを教えてください。

•**A**審査では、地域共生再エネの審査項目である「地域共生再エネ3要件」、「安全性」、「住民理解」、「事業性、持続性」、「モデル性」、「新規性」の観点から総合的に評価します。

各審査項目につきましては、公募要領P.5を参照ください。

(4) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの更新

【ホームページの内容】＜よくある質問（申請者）テキスト-3＞

地域共生マーク

•**Q15**地域共生マークはいつ付与されますか。

•**A**採択後、顕彰の取扱いを定めた顕彰の規約に同意することにより顕彰を受け、顕彰後に地域共生マークが付与されます。

•**Q16**地域共生マークを使用する際のルールはありますか。

•**A**「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約」のP7をご参照ください。

•**Q17**地域共生マークを自社のホームページに掲載することは可能でしょうか。

•**A**貴ホームページ等で地域共生マークを掲載することは可能です。ただし、顕彰事業について言及する場合に限ります。地域共生マークの使用方法につきましては、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約」のP7「2.使用方法」をご参照ください。

- ・「連携市区町村一覧」は、登録状況に応じて更新を行った。なお、最低週1回更新を実施した。

② お申し込み事項② 評価コメントの提出および地域共生再生工事3案件の配点比率の確定

```

graph LR
    A[申請書  
【再生工事実施要項】] --> B[申請書類  
提出]
    B --> C[地域共生再生工事影響事務局]
    C --> D[審査依頼]
    D --> E[審査委員会]
    C --> F[評価の依頼]
    F --> G[評価コメント提出]
    G --> H[連携市区町村]
    
```

申請者から申請書類が提出された場合、当該事業が実施されている連携市区町村に対して、事務局から評価の依頼をいたします。評価コメントをご記入の上、事務局へ提出をお願いいたします。

同時に、申請事業の審査項目である「地域共生再生工事」要件について、地域のニーズを踏まえた「配点比率」を協定していただきます。

- 申請事業の採択可否に係る審査は、該当名の有無がある審査委員会において実施いたします。連携市区町村の評価コメント、及び指定された配点比率は、審査委員会の審議において、活用させていただきます。
- 評価の依頼先としては、提出された申請書統一紙を連携市区町村に提供いたします。申請者の記入した内容を参照しながら、評価コメントと配点比率をご記入ください。
- 評価コメントは、各案件について「把握されている業務的事業」を記入いただく欄とし、総括コメントとして「申請事業の実施を受けることについての主観的見解」を記載頂く箇所に分けております。
- 評価コメントは、把握されている事業に基づいて記入をお願いします。なお、申請事業に対して、新たな調査等を行っていただくことを義務付けるものではありません。
- 評価コメントの一部又は全部について、「【評価不能】とする」とも構いませんが、空欄にはせず、「【明瞭に必要な情報が不十分のため回答不可】」等の理由をご記載ください。
- 申請事業に関連する連携市区町村が複数ある場合は、全ての連携市区町村に評価コメントと配点比率の協定の依頼を行います。その内容を確認の上、それぞれの審査項目について平均を取ります。

[とじる](#)

③ お問い合わせ事項③ 評価の更新又はフォローアップ、及び情報提供への協力

評価を受けた事業について、評価を受けた者の希望に応じて、再度審査を受けて、評価の日付を更新することができます（更新）。また、地域共生の取組みが継続的に実施されていることを確認するため、事務局が定期的に確認のための情報収集（フォローアップ）を行うことも予定しております（期間2～3年ごと）。更新又はフォローアップに関しては、連携市区町村に対して状況確認をさせて頂く場合があります。また、連携市区町村において、評価を受けることの適切性に関する事実「を事務局が把握した場合は、事務局側の情報提供をお願いします。評価を受けることの適切性に影響すると判断される事実（例：関係機関、又関係団体の事業、評価を受けることが適当でない）と判別された場合は、評価の更新、又は評価の失効の措置が行われます。

※評価を受けることの適切性に影響すると判断される事実は、以下のような事例が考えられます。

- 地域性に基づく新たな事業が開発された。
- 評価コメント時には認識していなかった不適切な事実が判明した。
- 事業変更により地域共生の取り組み内容が変更された。
- 住民とのトラブルが発生した。
- 安全安心に係る事故が発生した。

[とじる](#)

ほか、下記の不問点等があれば以下事務局までご連絡をお願い致します。

[トップにもどる](#)

お問い合わせ

地域共生型再生可能エネルギー事業推進事務局（委託先：株式会社ハロモニョコミュニケーションズデザイン）
〒105-83151 東京都港区芝正三丁目・23-1 セレスティン芝正三井ビルディング12階
E-mail : kensho_saena2022@tjbc.com.jp
TEL : 070-3601-5304（受付時間：平日10:00～17:00）

[ページTOPへ](#)

● 特約について ● 印刷・編集 ● エネルギー自給 ● 広域向けプラットフォーム ● エネルギー流通基盤 ● エネルギー貯蔵 ● サイトの管理方法について ● 開閉リレー設備 ● ご質問・ご相談先	● スパシャルコンテンツ ● みんなで考えよう、エネルギーのことなら「こころ」 ● 記事一覧 ● お問い合わせ ● 新聞掲載 ● ニュースリリース ● トピックス ● イベント	● 経費について ● エネルギー助金（全額） ● 省エネ補助金・省エネメニュー ● 商業・福祉 ● 個人・カス ● 減価・お借合せ ● 減価償却	● 統計情報 ● 商業・エネルギー件に関する統計 ● 広域データ ● 協議会・事例 ● 報告書 ● 実績発表 ● 年報・決算・財務情報 ● その他の公開情報、情報公開
---	---	--	--

ヘルプ | ウェブサイトのご利用ガイド | 印刷版 | 資料集 | プライバシーポリシー

Copyright © All Rights Reserved. 2022. 株式会社ハロモニョコミュニケーションズ

電話：03-3505-1513（代表線）
FAX：03-3505-1514（受付専用）
Eメール：kensa@halomonyo.co.jp

・質問と回答については、テキストにて次頁に掲載した。



(4) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの更新

【ホームページの内容】＜よくある質問（市区町村）テキスト-1＞

連携市区町村登録

•**Q1何のために連携市区町村登録を行うのですか。**

•**A**ある事業が地域共生型の事業といえるか否かを判断するためには、地域の実情をしっかりと把握したうえで、市区町村のご意見も参考としながら審査を行うことが重要です。したがって、本事業では、審査委員会で顕彰採択の可否を審査するに際して、申請事業が実施されている市区町村に、評価コメントの提出を依頼させていただきます。市区町村におかれては、評価コメントを通じて、地域の方針に合致する優良な事業について顕彰を受ける後押しをしたり、逆に地域でトラブルを抱えており顕彰を受けることが好ましくない事業について審査委員に情報を提供したりすることができます。このような顕彰の趣旨に御賛同頂いたことを表すために、「連携市区町村」としての御登録をお願いしております。

•**Q2連携市区町村の登録情報は公表されますか。**

•**A**本サイトに掲載している「連携市区町村一覧」により登録年月、市区町村名を公表いたします。また、担当部署名、担当部署連絡先、市区町村のWEBサイト等のURLについては、ご希望に応じて「連携市区町村一覧」に掲載するかどうかを選択できます。

•**Q3連携市区町村登録を行わないとどうなりますか。**

•**A**申請事業が審査委員会の審査を受けるためには、申請事業が実施されている市区町村が連携市区町村登録しており、かつ評価コメントが提出されることが条件となっています。したがって、連携市区町村登録が行われていない場合には、貴市区町村域内で実施されている事業は、顕彰を受けることができません。

•**Q4連携市区町村の登録はいつまでに行えば良いですか。**

•**A**登録は随時受け付けておりますが、申請事業が審査委員会の審査を受けるためには、令和4年11月28日（公募締切）までに、申請事業が実施されている市区町村が連携市区町村に登録していることが必要です。

•**Q5連携市区町村登録をする前に、事業者が申請を提出したようです。どうなりますか。**

•**A**申請があった際、申請事業が実施されている市区町村が連携市区町村として登録していない場合には、当該市区町村に対して、事務局から直接、登録のお願いをさせていただきます。これにより登録して頂いた場合には、申請事業は審査委員会の審査を受けることができます。

•**Q6連携市区町村登録をしましたが、この後はどのような流れになりますか。**

•**A**貴市区町村域内で実施されている事業の申請があった際、事務局からご連絡いたしますので、評価コメントの提出をお願いいたします。なお、連携市区町村登録をして頂いても、域内から顕彰の申請がない場合や、申請に不備があり評価コメントの依頼まで進まない場合は、評価コメント等の依頼はいたしません。

•**Q7連携市区町村の登録方法を教えてください。**

•**A**本サイトより、「連携市区町村登録申請書」をダウンロードいただき、事務局までご提出ください。郵送又はFAXでのご提出は受け付けておりません。

•**Q8「連携市区町村登録申請書」に押印は必要ですか。**

•**A**押印は不要です。なお、登録内容の確認のため、事務局から貴市区町村にご連絡する場合があります。

(4) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの更新

【ホームページの内容】＜よくある質問（市区町村）テキスト-2＞

評価コメント

・**Q9**評価コメントの提出手順を教えてください。

・**A**貴市区町村域内で実施されている事業の申請があった際、事務局から評価の依頼を行い、提出された申請書類を送付いたします。申請書類の記載内容も参考に、評価コメント及び地域共生再エネ3要件の配点比率をご記入いただき、事務局までご提出ください。

・**Q10**評価コメントの提出はいつまでに行えば良いですか。

・**A**御依頼から2週間以内を目安として、事務局から提出期限をお知らせします。

・**Q11**評価は、どのような観点で行うのですか。

・**A**評価コメントは、市区町村において把握されている客観的事実を記入いただく部分と、全体を通して主観的意見を記入いただく部分に分かれています。客観的事実を記入いただく部分には、市区町村において把握されている事実をご記入ください。主観的意見を記入いただく部分には、申請事業が顕彰を受けるべきか否かについて、市区町村としてのご意見をご記入ください。詳細は、本サイトに掲載している「市区町村向けガイドライン」の10頁、及び「申請書類」の記入例もご参照ください。

【記入例】

客観的事実：〇〇地域で地域団体と協力し、〇〇という取り組みを実施している。

主観的意見：自治体の方針と一致する事業であるため、顕彰してほしい。

・**Q12**評価を行うために、申請事業について調査等を行わなければいけませんか。

・**A**評価コメントは市区町村において把握されている情報に基づいて記入して頂くこととしており、必ずしも調査等を行っていただく必要はありません。もっとも、適正な審査を行う観点から、できる限り地域の実情を把握していただき、評価コメントとして詳細に記入頂きますようお願いいたします。

・**Q13**評価できない項目がある場合、どうしたら良いですか。

・**A**当該項目について評価できない理由を記入してください。

【記入例】

・本項目について情報を把握していないため評価できない。

・**Q14**評価コメントは、審査においてどのように反映されますか。

・**A**評価コメントは各審査委員に提供され、書類審査において評価コメントを踏まえた採点が行われます。また、最終的な採択可否を決定する審査委員会においても、評価コメントをもとに採択の決定に関して特段考慮すべき事情がないか確認いたします。

・**Q15**評価コメントの内容は公開されますか。

・**A**評価コメントの内容は公開されません。また、申請者に対しても通知されません。

(4) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの更新

【ホームページの内容】＜よくある質問（市区町村）テキスト-3＞

配点比率の指定

・Q16申請ごとに地域共生再エネ3要件の配点比率を指定するのはなぜですか。

・A市区町村によって、必要とされる地域共生のあり方が異なることから、申請ごとに地域共生再エネ3要件の配点比率を指定していただき、どの要件が重視されるべきか、地域のニーズを反映することとしています。

・Q17地域共生再エネ3要件の配点比率は、どうやって決めたら良いのですか。

・A再エネに対する地域のニーズを把握・検討して頂き、どの要件を重視するかを反映して配点比率を決定してください。なお、3要件を全て重視する場合は、「均等」としてください。地域ニーズの把握方法については、「市区町村向けガイドライン」の11頁もご参照ください。

・Q18地域共生再エネ3要件の配点比率は、審査においてどのように反映されますか。

・A最終的な採択可否を決定する審査委員会において、各審査委員の採点に対して配点比率による補正を行い、補正後の点数を参考として、採択可否の協議を行います。

審査結果

・Q19審査の結果を知ることはできますか。

・A審査委員会による審査の結果は、申請者だけでなく、評価コメントを提出いただいた連携市区町村にも通知いたします。

顕彰後の取り扱い

・Q20顕彰が決まった後は、どのような対応が必要ですか。

・A数年に1回程度の頻度で、顕彰された事業のフォローアップを行う予定です。その際、再度の評価コメントをお願いする場合があります。また、その他必要に応じて、事務局から顕彰事業に関するお問い合わせをさせて頂く場合があります。

・Q21顕彰を受けた事業について、新しい情報を入手しました。どうしたらよいですか。

・A「新たな地域共生の取組みが開始された」、「地域共生の取組み内容に変更があった」、「住民との新たなトラブルや事故が発生した」等、地域共生の評価に影響すると思われる情報を入手された場合は、事務局まで情報提供をお願いいたします。

(5) ロゴマークの運用

(5) ロゴマークの運用

【概要】

- ・ 顕彰対象となった事業に対して、利用規約への同意を得た上でロゴマークの電子データ等を申請者に提供する。

第 5 条 地域共生マーク

1. 地域共生マークの付与

(1) 顕彰の規約に同意した顕彰事業者等には、地域共生マークのマスターデータを付与し、その使用を認める。

(2) マスターデータは代表申請者宛に事務局からメールで送付する。

(3) マスターデータは Adobe Illustrator 形式で送付する。

2. 使用方法

(1) 顕彰事業者等が顕彰事業を取り扱う場合に限り、地域共生マークの使用を可能とする。

(2) 地域共生マークは顕彰年月とともに表示すること。

(3) 地域共生マークは必ずマスターデータを使用し、デザインを改変しないこと。

ただし、縦横の比率を変更しない限りにおいて、地域共生マークの拡大及び縮小を認める。

3. 地域共生マークの表示

(1) 使用サイズ

図示のサイズは、印刷物における規定値です。これ以下のサイズでは使用しないでください。

印刷物以外の場合は、条件が異なるため特に定めませんが、個々の適用物に応じた再生可能な限界を、それぞれの最小使用サイズとします。

20mm

地域と共生
再エネ

(2) アイレーションエリア

ブランドシンボルが他の表示要素に被ったり、影響を受けて印象が薄くなったがしきょう、ブランドシンボルの周囲にアイレーションエリアを設けること。点線の中に文字や図形、パターンを表示しないこと。

地域と共生
再エネ

(4) 地域共生マークと顕彰年月の表示例

令和●年●月顕彰
地域と共生
再エネ

地域と共生
再エネ
令和●年●月顕彰

4. 不正使用の禁止

(1) 地域共生マークを以下のように使用することを禁止する。

(ア) 顕彰事業者等以外が使用すること

(イ) 顕彰事業以外の事業等で使用し、またはそのように見える使用すること

(ウ) 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること

(エ) 本事業の趣旨に反するような方法で使用すること

(2) 事務局は、以下のような場合に、地域共生マークの使用を停止させることができる。

本規約に違反した場合、またはその疑いがあり、事務局からの是正指示に応じない場合

- ・ 規約の同意書

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局 宛て

代表申請者 事業者名

責任者役職・氏名

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約の同意書

当社（団体である場合は当団体）は、令和 4 年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の地域共生マークを受領するにあたり、令和 4 年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約に基づき、下記事項を了承し、同意いたします。下記事項が偽偽又はその内容に反した場合は、顕彰の失効措置を受けられます。

記

1. 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約に記載の内容を遵守し、記載事項に全面的に同意する。
※以下の□にチェックを入れてください。

☐ 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の同意書の内容を確認し、同意しました。

（６）顕彰制度の普及広報

(7) 令和5年度以降の改善点に関する検討

(7) 令和5年度以降の 改善点に関する検討

【概要】

- ・改善に向けて次年度以降の検討事項を整理した

■1.検討要素

7.1 募集について

- ・連携市区町村が本事業について周知されていない場合、制度を理解してから2週間以内で回答が難しい場合があった。事業者募集に関しては、公募開始より前から公募予告を行い、事業者へ浸透させることによって自治体の登録も促していく整備を行うことも検討が必要である。

7.2 審査について

- ・ヒアリングの実施は、本年度有効であった。審査委員からも、書類だけでは見えてこない部分に関して実際に話が伺えることがメリットとして感じていただけた。

7.3 運営について

- ・記載例には記載していたが、形式審査にてエビデンスの添付がないケースが多かった。エビデンスの提出に関しては、準備するのに時間がかかる場合もあるため、募集時に強調して周知したり、受領した際になるべく早く促すことが重要である。